

政府による緊急事態宣言の決定を受けて

政府は23日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を決定しました。緊急事態措置の対象は東京都、大阪府、京都府、兵庫県ですが、福岡県も感染が急速に拡大し、県内全域に不要不急の外出自粛要請が既に出されています。感染力が強く、若年層でも重症化がみられる変異株が増加しており、医療提供体制の逼迫を避けるためにも、危機の最中であることをあらためて認識し、感染拡大を防ぐ取り組みを徹底しなければなりません。

緊急事態宣言の発令を受け、古賀市も特措法に基づく対策本部に移行します。本部長は市長である私が務めます。

従来株とは異なる特性を持つ変異株を強く警戒する必要があります。さらなる感染拡大を防ぎ、自分と大切な人の命を守るため、古賀市で暮らし、古賀市で働く、私たち一人一人が日々の生活の中で感染防止を強く意識して行動することが求められます。

市民の皆さまは、不要不急の外出や感染拡大地域への往来を自粛してください。そして、「3密」回避とマスク着用、手洗いや消毒、換気、会食時の注意などを徹底してください。事業者の皆さまは、可能な限り、テレワークや在宅勤務、時差出勤、分散勤務の推進などに取り組み、接触機会の低減を図ってください。市役所も率先して取り組みます。また、古賀市としてワクチンの接種を推進します。現在は国からの供給量が限られ、市民の皆さまにはご心配をおかけしていますが、順次供給されますので安心してお待ちください。医師会や医療機関の皆さまのご協力をいただきながら確実に接種を進めていきます。

一方、現在のところ福岡県は緊急事態措置の対象にはなっていません。これまで新型コロナウイルスと対峙してきた経験を踏まえ、社会・経済活動を維持していきます。市主催行事は原則として中止せず、それぞれの行事ごとに感染拡大防止策を徹底しての開催やオンラインの活用、開催日の延期などを検討します。現段階で公共施設の利用に制限は設けません。

そして、私たちが常に念頭に置かなければならないのは、感染した方やそのご家族、医療従事者への差別や偏見を許さないということ。この間、古賀市はシトラスリボン運動に賛同し、やさしさの輪を広げています。市民の皆さまも共に取り組んでいただきたいと思います。

市民の皆さまのご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。共にこの難局を乗り越えていきましょう！

2021年4月23日
古賀市長 田辺一城